染色整理した織物、ニット生地及び毛布

を

染色整理した織物及びニット生地

染色整理した織物及びニット生地

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。